

〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 大海クリニック

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿児島県薩摩川内市中郷3丁目65番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成14年 8月28日

(4) 設立登記年月日 平成14年 9月12日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	大西 浩之	社員 大海クリニック管理者
理 事	海江田 寛	社員
同	大西 一恵	社員
同	海江田 美礼	社員
同	大西 鈴子	
同	海江田 和子	
同	小田 ナガエ	
同	村田 久美子	
同	新地 晶子	
同	大西 菜月	
同	海江田裕美	
同	大西 七絵	
同	大西 純平	
同	牧野 智礼	大海宮崎クリニック管理者
同	海江田 隆	
監 事	池 田 剛	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第49条の4参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	診療所 大海クリ	鹿児島県薩摩川内市中郷3丁目	一般病床 床
	ニック	65番地	療養病床 床
	診療所 大海宮崎	鹿児島県薩摩川内市宮崎町 2996	[医療保険 床]
	クリニック	－1	[介護保険 床]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
居宅介護支援事業	薩摩川内市宮崎町 2996-1	
通所介護寺領及び介護予防通所介護事業	同上	
指定通所リハビリテーション事業及び指定介護予防通所リハビリテーション事業	同上	
サービス付き高齢者向け住宅事業	同上	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年11月25日 令和3年度決算の承認

令和4年5月10日 理事欠員補充の新理事海江田隆就任承認

令和4年8月25日 令和4年度収支予算の承認

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) そ の 他

様式 2

法人名 医療法人 大海クリニック
 所在地 鹿児島県薩摩川内市中郷3丁目65番地

862

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和4年9月30日現在)

1. 資	産	額	961,200 千円
2. 負	債	額	459,011 千円
3. 純	資 産	額	502,189 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	426,002
B 固 定 資 産	535,198
C 資 産 合 計 (A+B)	961,200
D 負 債 合 計	459,011
E 純 資 産 (C-D)	502,189

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土	地 (<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建	物 (<input checked="" type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 4

862

法人名 医療法人 大海クリニック

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県薩摩川内市中郷3丁目65番地

貸借対照表

(令和4年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	426,002	I 流動負債	21,315
II 固定資産	535,198	II 固定負債	437,696
1 有形固定資産	425,648	負債合計	459,011
2 無形固定資産	282	純資産の部	
3 その他の資産	109,268	科目	金額
III 繰延資産	0	I 資本金	3,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	499,189
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	502,189
資産合計	961,200	負債・純資産合計	961,200

様式4-2

862

法人名 医療法人 大海クリニック
 所在地 鹿児島県薩摩川内市中郷3丁目65番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書

(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	1,111,346
2 事業費用	1,208,999
本来業務事業損失	97,653
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	201,385
2 事業費用	167,424
附帯業務事業利益	33,961
事業損失	63,692
II 事業外収益	188,776
III 事業外費用	2,353
経常利益	122,731
IV 特別利益	×××
V 特別損失	×××
税引前当期純利益	122,731
法人税等	19,858
当期純利益	102,873

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 大海クリニック
所在地 鹿児島県薩摩川内市中郷3丁目65番地

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が役員である法人	㈱さくらコーポレーション 注1	鹿児島県鹿児島市中 央 町20番11号301号室	67,224	消耗品の販売	消耗品の購入	消耗品の購入 注2	12,006	消耗品費	1,148
				医療事務受託	医療事務委託	医療事務委託	125,080	外注委託費	10,457
役員が役員である法人	㈱JNKcompany 注1	鹿児島県鹿児島市中 央 町23番21号906号室	75,501	給食業務受託 不動産賃貸管理	給食業務委託 土地の賃貸借	給食業務委託 土地の賃貸借	13,200 15,600	外注加工費 賃貸料	1,100

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

注1：当法人の理事長が役員である法人

注2：㈱さくらコーポレーションからの消耗品の購入・業務委託に関する取引価格は市場価格を勘案して決定し、支払条件は翌月末預金振込払いとしている。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式5

監事監査報告書

医療法人大海クリニック
理事長 大西 浩之 殿

私は、医療法人大海クリニックの令和3年度会計年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年11月25日

医療法人大海クリニック

監事 池田 剛

